

議案第56号

播磨内陸広域行政協議会規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、播磨内陸広域行政協議会規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

播磨内陸広域行政協議会規約の一部を改正する規約

播磨内陸広域行政協議会規約（昭和 45 年播磨内陸広域行政協議会規約第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 252 条の 2」を「第 252 条の 2 の 2」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 42 号）附則第 1 条第 1 号に規定する政令で定める日から施行する。

(審議資料)

地方自治法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 42 号）が平成 26 年 5 月 30 日に公布されたことに伴い、引用する条文に条ずれが生じたため改正を行うもの